

消費税および地方消費税(個人事業者)の中間申告と納付について



【消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要な個人事業者とは】

個人事業者の方で、平成30年分の確定消費税額(地方消費税額は含みません)が48万円を超える方は、消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要です。

※「平成30年分の確定消費税額」とは、平成30年分の確定申告により確定した消費税の年額税をいい、期限後申告または修正申告などが行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額を言います。

【中間申告の方法と納付】

1. 前年実績による中間申告
平成30年分の確定消費税額に応じて、中間納付税額を記載した「消費税および地方消費税の中間申告書」および「納付書」を所轄の税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税および地方消費税を納付してください。

2. 仮決算に基づく中間申告
事業状況が平成30年と著しく異なる場合などは、「前年実績による中間申告」の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて

計算した消費税額および地方消費税額により中間申告・納付ができます。

【問い合わせ先】

八雲税務署
☎0137-63-2148

平成30年分の確定消費税額※	中間申告納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	平成30年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその63分の17の地方消費税額	9月2日(月) 振替納税利用の場合の振替日 9月27日(金)
400万円超 4,800万円以下	年3回	平成30年分の確定消費税額の12分の3の消費税額とその63分の17の地方消費税額	国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)で ご確認ください。
4,800万円超	年11回	平成30年分の確定消費税額の12分の1の消費税額とその63分の17の地方消費税額	

※「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額(確定申告書⑨欄の差引税額)をいいます。

広報やくも広告募集中

- ①たて10.0cm×よこ17.0cm
..... 月額 (町内業者) 20,570円
 - ②たて 5.0cm×よこ17.0cm
..... 月額 (町内業者) 10,280円
 - ③たて 5.0cm×よこ 8.5cm
..... 月額 (町内業者) 5,140円
 - ④たて 5.0cm×よこ 2.0cm
..... 月額 (町内業者) 1,540円
- 詳しくは、政策推進課協働推進係まで

人権擁護委員が委嘱されました

7月1日付けで下里 晃さん(再任)、玉館正幸さん(再任)、五十嵐 力さん(新任)が、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、児童・生徒のいじめ、相隣関係などの身近な心配ごとについての相談や人権啓発活動を行っています。

【八雲地域の人権擁護委員】

石川 和子(いしかわかずこ) 元町
山中 義廣(やまなかよしひろ) 三杉町
下里 晃(しもさとあきら) 黒岩
五十嵐 力(いがらしちから) 落部

【熊石地域の人権擁護委員】

山田須美子(やまだすみこ) 熊石相沼町
玉館 正幸(たまだてまさゆき) 熊石鳴神町

ふるさと納税の状況

6月末現在(累計 平成31年4月～令和元年6月)

寄附件数 12,371件
寄附金額 162,014,000円